

# 条件付一般競争入札説明書

この入札説明書は、条件付一般競争入札(以下「入札」という。)の工事案件に参加しようとする者(以下「入札参加希望者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

## 1 入札参加資格

入札に参加する者に必要な資格は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものでなければならない。

- (1) 令和3・4年度に係る北上市競争入札等参加資格台帳に登載されていること。
- (2) 参加希望営業種目として工事の該当種目に登録されていること。
- (3) 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けていること。
- (4) 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査の有効期限を経過していないこと。
- (5) 対象工事の現場に建設業法第19条の2に定める現場代理人及び建設業法第26条に定める主任技術者等必要な人員を配置できること。
- (6) 北上市営建設工事に係る指名停止等措置基準に基づく指名停止を受けていないこと。

## 2 入札参加制限

- (1) 一方の会社の代表取締役又は代表者が、他方の会社の代表取締役又は代表者を現に兼ねている場合、これらの複数の者から申請があった場合は、その全ての者の入札を認めないものとする。
- (2) 入札参加希望者がこの制限に対応することを目的に連絡を取ることは、公正な入札の確保に抵触するものではない。

## 3 提出書類

- (1) 入札参加希望者は、次の各号に定める書類を提出期限までに北上市財務部財政課に持参し、参加資格の審査を受けなければならない。期限までに申請書等を提出しない者は、入札に参加できないものとする。
  - ア 条件付一般競争入札参加資格審査申請書(様式第1号)
  - イ 代表取締役・代表者の兼務に関する届出書(様式第2号)
- (2) 入札書は、条件付一般競争入札書(様式第4号)により入札するものとする。
- (3) 入札に代理人をもって参加する者は、条件付一般競争入札委任状(様式第5号)を入札の際、提出するものとする。
- (4) 入札の落札者は、落札決定後ただちに条件付一般競争入札配置技術者通知書(様式第6号)を提出するものとする。

## 4 参加資格の審査

市長は、条件付一般競争入札参加資格について審査し、定める期日までに、条件付一般競争入札参加資格確認通知書(様式第3号)を入札参加希望者へ通知する。

なお、入札参加資格がないと認められた者は、提出期限までに市にその理由について書面にて説明を求めることができる。説明を求められた場合には、市は回答期

日までに説明を求めた者に回答する。

## 5 様式等の入手方法

北上市ホームページ (<http://www.city.kitakami.iwate.jp>) からダウンロードすること。ダウンロードできない場合は、北上市財務部財政課に請求すること。

## 6 設計図書等

入札参加希望者は対象工事の仕様書、図面及び積算参考資料(以下「設計図書等」という。)を閲覧するものとする。

設計図書等の閲覧する期間、場所は入札公告に明示する。

## 7 設計図書等に関する質問及び回答

入札参加希望者は設計図書等に関する質問がある場合は、電子メール、ファクス又は文書により市長に申し出ることができる。設計書等に関する質問及びそれに対する回答は、入札公告に明示する期間中、北上市ホームページに掲載する。

## 8 入札書記載金額

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 金額はアラビア数字を用い、頭部に余白が生じないように「¥」を記入するか、使用印を押印すること。

## 9 落札者の決定

(1) 開札の結果、有効な入札を行った者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者として決定する。

(2) 開札の結果、有効な入札を行った者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者が複数となった場合は、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、くじ引きを辞退することはできない。

(3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で入札した者がなく落札しない場合の入札回数は、原則として3回まで行う。なお、3回までの入札で落札しない場合は、入札は不調とする。

## 10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金は、北上市契約規則(以下「規則」という。)第4条、第5条、第6条、第7条に定めるところによるものとする。

(2) 契約保証金は、規則第23条、第24条、第25条、第26条に定めるところによるものとする。

## 11 入札の不参加

申込書を提出した後、入札参加者がやむを得ない事情により入札に参加できない場合は、市長は、入札参加者の申出を受けて不参加を承諾することができるものとする。

## 12 同一技術者等で複数の入札参加申込

同一日に行われる複数の入札案件に、同一人の技術者等で参加申込をすることは可能なものとする。ただし、先に開札のある案件が落札となった時点で、その後の

入札は無効扱いとする。

### 13 入札の無効等

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- (3) 金額を訂正した入札
- (4) 入札権限を有する者の記名押印をしていない入札
- (5) 同一の案件に対する同一の者の2通以上の入札
- (6) 明らかに連合その他の不正な行為によってされたと認められる入札
- (7) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (8) 入札担当職員の指示に従わない者又は入札会場の秩序を乱す者のした入札
- (9) 入札者が定刻までに投函をしない入札
- (10) その他入札に際し、不正、不誠実な行為があると認められた入札

### 14 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき、又は、災害その他やむを得ない理由があるときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (3) 入札参加者が2者に満たないときは入札を中止する。

### 15 契約書の作成及び締結

落札者は、市から交付された契約書案を熟読のうえ記名押印し、落札者決定の日から7日以内に、これを市に提出しなければならない。なお、契約書の交付の日及び契約締結日は、入札会場において指示する。

### 16 入札結果等の公表

この入札の結果は、落札者の決定後に、ホームページに掲載する。

### 17 下請契約

落札者が、工事の一部を下請させた場合には、下請調書を工事所管課に提出しなければならない。

### 18 配置技術者等

契約締結後、配置技術者等を変更できるのは、病休・死亡・退職等の極めて特別な場合に限るものとする。

### 19 その他

- (1) 入札参加者は、関係法令、この公告及び設計図書等に十分留意のうえ、入札すること。
- (2) 入札をした者は、入札後、この公告及び設計図書等についての不明を理由に異議を申し立てることはできない。
- (3) その他必要事項は、地方自治法、北上市契約規則及びその他関係法令の規定するところによる。
- (4) その他詳細不明の点は、次に照会のこと。

【問い合わせ先】北上市芳町1番1号

北上市財務部財政課（市役所本庁舎4階）

T E L 0197-72-8262 F A X 0197-64-6219

メールアドレス [zaisei@city.kitakami.iwate.jp](mailto:zaisei@city.kitakami.iwate.jp)